契　約　書

　生活保護法（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第14条第４項により生活保護法の規定の例によるとされる場合を含む。）による指定施術機関が同法に基づいて患者の施術を行うについて、兵庫県知事（以下「甲」という。）とはり師及びきゅう師　　　　　　　（以下「乙」という。）との間に下記のとおり契約を締結する。

第１条　　乙は、指定医療機関医療担当規程第13条の規定に基づき患者の施術を担当するときは、同担当規程に定めるところによるほか本契約によるものとする。

第２条　　乙が請求できる被保護者に対する施術料金の額は、甲と一般社団法人兵庫県保険鍼灸マッサージ師協会会長、協同組合兵庫県保険鍼灸師会理事長、一般社団法人兵庫県鍼灸師会会長、全国柔整鍼灸協同組合理事長及び一般社団法人　全国鍼灸マッサージ協会代表理事との間で協定された施術料金の額以内の額とする。

第３条　　甲は、施術内容及び施術料金請求の適否を調査するため必要があると認めたときは、乙に対して必要と認める事項の報告を命じ、又は当該職員に、乙について、実地にその設備又は施術録その他の帳簿書類を検査させることができる。

第４条　　甲は、乙がこの契約による義務を履行せず、施術等について著しい支障を来たし、又は来たすおそれがあると認めるときは、いつでもこの契約を解除することができるものとする。

第５条　　乙は、個人情報の取扱いについては、別紙１「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

第６条　　甲は、次条第１号の意見を聴いた結果、乙が次の各号のいずれかに該当する者（以下「暴力団等」という。）であると判明したときは、特別の事情がある場合を除き、契約を解除するものとする。

　　　　(1)　暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第２条第１号に規定する暴力団及び第３号に規定する暴力団員

　　　　(2)　暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第２号）第２条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者

第７条　　甲は、必要に応じ、次の各号に掲げる措置を講じることができるものとする。

(1)　乙が暴力団等であるか否かについて兵庫県警察本部長に意見を聴くこと。

 (2)　前号の意見の聴取により得た情報を、他の契約において暴力団等を排除す

るための措置を講ずるために利用し、又は兵庫県公営企業管理者及び兵庫県

病院事業管理者に提供すること。

第８条　　乙は、この契約の履行に当たり、暴力団等から業務の妨害その他不当な要求を受けたときは、甲にその旨を報告するとともに、警察に届け出て、その捜査等に協力しなければならない。

第９条　　乙は、この契約における労働者の適正な労働条件を確保するため、別紙２「適正な労働条件の確保に関する特記事項」を守らなければならない。

第10条 この契約の有効期間は、[指定日令和　　年　　月　　日から1年間]までとする。

第11条 この契約の終了１箇月前までに契約当事者の何れか一方より何等の意思表示をしないときは、終期の翌月において向う１箇年契約を更新したものとみなす。

　前記契約の確実を証するため本書２通を作成し双方記名捺印のうえ各１通を所持するものとする。

令和　　　年　　　月　　　日

　　　　　　　　　　　　　　甲　兵庫県知事　　　　　齋　藤　　元　彦

乙　はり師及びきゅう師

住所

氏名　　　　　　　　　　　　　　印